



購読料 年8,000円  
送料共 但し、会員  
は会費に含まれる

発行所  
京都府保険医協会  
〒604-8162  
京都市中京区烏丸通蛸薬師  
上ル七観音町637  
インターワンプレイス烏丸6階  
電話 (075) 212-8877  
FAX (075) 212-0707  
編集発行人 花山 弘

主な内容

- 地区との懇談(石京) (2面)
- 転倒・転落テーマに医療安全講習 (2面)
- 新型コロナウイルス編 地域医療をきく! (3面)

- ご用命はアミスまで
- ◆医師賠償責任保険
  - ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
  - ◆針刺し事故等補償プラン
  - ◆自動車保険・火災保険
- ☎075-212-0303

コミュニケーション委員会

# 診療・検査体制整備で苦慮 地域での情報共有のあり方が課題

協会は10月31日、2020年度第1回「コミュニケーション」委員会を開催。地区委員17人(内ネット参加8人)、協会9人が出席した。地区医師会では、新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)のPCR検査実施医療機関の実態等を調査・把握しながら、今冬の発熱患者に対する診療体制整備に向けて動きだしている中、「診療報酬上の臨時的取扱い」「医療政策」をテーマに意見交換を行った。

開会に際し鈴木理事長は「今重要な課題は、新型コロナとインフルエンザの同時感染・流行に対して、医療崩壊を招かないための体制をどうつくるか、医療機関や医療従事者をどう守るか」と述べた。

診療に影響が出るのではないか」との意見も出ていたと報告された。

京都府は診療・検査医療機関を非公表として、地区医師会内での診療・検査医療機関の共有は地区医師会の判断としている。この共有に関して、地区医師会内で意見が分かれている。ある地区では「自

公的発熱外来を  
求める声も多  
く

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

いるとのことだと述べた。協会からは会員(内科、耳鼻咽喉科、小児科を標準)に実施したアンケートを基に「診療・検査医療機関の指定を受ける」との回答は3割弱。公的発熱外来の設置を求める声が多い。一般診療所では空間的、時間的な動線の確保が難しく、公的発熱外来は必要と考えている。地区医師会から医師を派遣することで協力体制が構築できるのではないかと。京都府にはリーダーシップを取って進めてほし

院の患者から発熱に関する相談を受けた場合に診療・検査医療機関を共有していなければ、患者に紹介できない」との意見に対して「現状のまま共有をすれば、診療・検査医療機関に発熱患者が殺到し、通常の

地区医師会では会員医療機関に対して京都府・京都市との集合契約、診療・検査医療機関の指定に関する状況等のアンケートを行っ

している。アンケートを実施した地区医師会から「結果として診療・検査医療機関の指定を受ける医療機関はほとんどなく、指定を受けたいとしても自院の患者以外は診ない」との意見が多い。やはり公的発熱外来が必要だ」との発言があった。

その他にも、委員からは「延期となっていた各種健診」が延期となっていた。委員からは「延期となっていた各種健診」が延期となっていた。

診が10月に集中し、例年なら11月から開始していたインフルエンザの予防接種も10月から開始となり、1カ月にこれだけの公的業務等が重なること立行かなくなると。現場の医療機関は疲弊しきっており、現場は誰が守ってくれるのか」等の意見が出された。

緊急要請の提出にあたって、地区医師会各位に賛同をお願いする依頼書を12月17日付で送付しました。内容を確認いただき、ぜひとも協力をお願いします。回答の第一回締切は1月6日(水)ですが、それ以降も賛同書を府・京都市に届けていく予定です。

緊急要請の提出にあたって、地区医師会各位に賛同をお願いする依頼書を12月17日付で送付しました。内容を確認いただき、ぜひとも協力をお願いします。回答の第一回締切は1月6日(水)ですが、それ以降も賛同書を府・京都市に届けていく予定です。

緊急要請の提出にあたって、地区医師会各位に賛同をお願いする依頼書を12月17日付で送付しました。内容を確認いただき、ぜひとも協力をお願いします。回答の第一回締切は1月6日(水)ですが、それ以降も賛同書を府・京都市に届けていく予定です。



府にリーダーシップ求める意見も出された委員会

院の患者から発熱に関する相談を受けた場合に診療・検査医療機関を共有していなければ、患者に紹介できない」との意見に対して「現状のまま共有をすれば、診療・検査医療機関に発熱患者が殺到し、通常の

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

協会では、診療・検査医療機関の情報をもとに共有していくのが一番の課題として「京都府に対して、診療・検査医療機関等の情報は地区医師会、地域の医療機関と共有する、府民に公表するにはどのような条件をクリアする必要があるのかを要望を出している。京都府の回答は、現時点では公表せず、地区医師会との情報共有は慎重に調整して

## 主張

医療保険での疾患別リハビリテーション(以下、リハ)が上限日数を超えた患者は、介護保険での維持期リハに移行する。19年3月までは医療保険での維持期リハが認められていた。医療費削減の一環としてのこの施策は、現場の要望と体制整備の不備から移行期限の延長が繰り返されてきたが、不十分な体制のまま強行されてし

介護保険で維持期リハを続けるために利用できるサービスは以下のとおり。①通所リハ(デイケア)②訪問リハ③通所介護(デイ

介護保険で維持期リハを続けるために利用できるサービスは以下のとおり。①通所リハ(デイケア)②訪問リハ③通所介護(デイ

介護保険で維持期リハを続けるために利用できるサービスは以下のとおり。①通所リハ(デイケア)②訪問リハ③通所介護(デイ

介護保険で維持期リハを続けるために利用できるサービスは以下のとおり。①通所リハ(デイケア)②訪問リハ③通所介護(デイ

介護保険で維持期リハを続けるために利用できるサービスは以下のとおり。①通所リハ(デイケア)②訪問リハ③通所介護(デイ

介護保険で維持期リハを続けるために利用できるサービスは以下のとおり。①通所リハ(デイケア)②訪問リハ③通所介護(デイ

介護保険で維持期リハを続けるために利用できるサービスは以下のとおり。①通所リハ(デイケア)②訪問リハ③通所介護(デイ

## 維持期リハ拡充を

サービス)でのリハ④訪問サービスによるリハ。①②は医療機関が行うものであり、理学療法士(P.T.)、作業療法士(O.T.)、言語聴覚士(S.T.)が医師

サービス)でのリハ④訪問サービスによるリハ。①②は医療機関が行うものであり、理学療法士(P.T.)、作業療法士(O.T.)、言語聴覚士(S.T.)が医師

サービス)でのリハ④訪問サービスによるリハ。①②は医療機関が行うものであり、理学療法士(P.T.)、作業療法士(O.T.)、言語聴覚士(S.T.)が医師

サービス)でのリハ④訪問サービスによるリハ。①②は医療機関が行うものであり、理学療法士(P.T.)、作業療法士(O.T.)、言語聴覚士(S.T.)が医師

サービス)でのリハ④訪問サービスによるリハ。①②は医療機関が行うものであり、理学療法士(P.T.)、作業療法士(O.T.)、言語聴覚士(S.T.)が医師

サービス)でのリハ④訪問サービスによるリハ。①②は医療機関が行うものであり、理学療法士(P.T.)、作業療法士(O.T.)、言語聴覚士(S.T.)が医師

サービス)でのリハ④訪問サービスによるリハ。①②は医療機関が行うものであり、理学療法士(P.T.)、作業療法士(O.T.)、言語聴覚士(S.T.)が医師

医	界
寸	評

新型コロナ  
大問題解決  
への糸口が  
見えないま



# 病診連携で右京式発熱外来

## 松井亮好・右京医師会会長にきく

新型コロナウイルス感染症に対応すべく、協会は数次にわたり行政に公的発熱外来の設置を要望。設置は、京都市であれば11行政区ごと、府内はできれば市町村ごと、最低でも二次医療圏単位での設置を求めている。一方で、すでに各地域で地区医師会が中心となり、発熱外来や検査センターの設置など主体的な実践がなされている。今回は、病診連携で発熱外来に出務している右京医師会の松井亮好会長(京健会西京病院・院長)に話をお聞きした。

——再発熱外来設置の経緯について

右京区にいくつか病院があるが、複数の専門科に特化した病院はあつたが、総合的な科目がいくつもあるような大規模な病院が不足している。ここに、19年秋、京都府民連中央病院が移転。移転にあつては丁寧な地区医師会との対話を進めてもらい、かかりつけ医となる開業医との連携強化、あるいは周辺病院も含めた地域のネットワーク構築への期待をもつて迎えた。

現在設置している中央病院敷地内での発熱外来への協力は、ここ数年で急増している災害対策についての話し合いが発端となつた。話し合いが発端となつた。話し合いが発端となつた。



松井亮好会長

うちに20年になり、新型コロナウイルスの流行が始まつた。これも一つの災害という捉え方でも、新型コロナウイルスでも協力体制をとれないかと病院側と相談。病院の敷地にテナントを張り、右京医師会が協力しており、これは協会が主張されている公的発熱外



ではないかとも考えた。出務を開始したのは8月中旬以降、第2波後くらい。その段階では、流行状況が比較的下火だったのでも、今後の爆発的拡大に備えるという意味合いが強かつた。

### ——出務状況について

医師会員9人が交代で出務。現在の第3波と言われている状況でも、先日私が出務した際には6人ぐらゐの患者数だった。今後のインフルエンザの流行に備える必要はあるが、今のところ多くの患者が押し寄せているということはない。しかし、クラスター関連で陽性の可能性が高い人たちがセンターから紹介されて受診されることも多く、実際に陽性が何例か出ている。

患者が自ら調べて受診される場合もあるし、かかりつけ医からの紹介で受診される場合もある。トリアージは病院看護士がしっかりと行っており、すぐにでも入院が必要と判断されれば、発熱外来を通さず入院措置となる。

——診療・検査医療機関の非公表について

非公表なので地区医師会でも情報共有は難しいが、府の相談センターはある程度把握しており、センターからの紹介で受診される患者もいる。当病院も少数ながら発熱患者を受け入れており、そういった意味では中央病院にすべての患者が集中している状態ではない。バランスを保つことができていないのではないかと考えている。

——今後の体制について

来イメージにつながるかもしれない。また、設置してもらつた発熱外来に出務することで、地区の会員も新型コロナウイルスの流行の度合いなどを肌感覚で知り、この疾患に対する基本的な考え方、診療の実際を学べるの

地区において、年に一度開催する地域医療懇話会での症例発表で新型コロナウイルスへの対応状況を演題として発表された会員もあり、アクリルのパネルの設置などかかりつけ医における具体的な

京都府医師会や行政が先々を見据え体制を整えてきており、現時点では幸いにも医療崩壊が危惧されるところまでは至っていない。

頻りに意見交換を行っていることで、状況に応じて形を変えられる柔軟性が担保できている。本当にありがたく、心から感謝している。中央病院が移転して

地域ごとでいろいろな形があるだろうが、そういった支援のもと「発熱患者を診る」ということに一つでも多くの選択肢が増えればよいと思う。まずは第3波が収まってくれればと切に願っている。

### 日経記事を批判

## 「コロナ禍でみえた医療構造問題」

### 医療提供体制改革そのものの瑕疵

12月9日付の日経新聞に「病床逼迫 柔軟な運用欠く」とする記事が掲載された。病院が一般診療を継続しながら新型コロナウイルスへの対応を両立させようとしていることが医療現場の疲弊の原因だと「コロナに専念できず」と断じたものだ。日本は人口当たりの病床数が先進国の中で多く、感染者数は少ないのに医療現場に余裕がないのは、効率的でない医療資源配分と

入院のハードルの低さが問題であるという。しかし、構造的な問題は政府が進めてきた医療提供体制改革そのものではないか。医療費削減のために、病床削減、医師数抑制を強引に進めてきたことが、「医療現場の疲弊がピークに達しつつある」原因である。厚生労働省はコロナ禍の収束が見えないまま、地域医療構想の進捗が不十分であったからだと早々に断

定し、やみくもに外来医療提供体制にまで踏み込もうとしているのが現状だ。これらの真摯な検証が必要である。

医療経済研究機構の印南一路副所長が「感染症対策はもつと公立病院や公的病院が担う必要がある。(中略)」とコメントしているが、再編・統合に伴うデータ分析や関係者調整等を国が集中的に支援する「重点支援区域」の選定など、病

床削減・再編統合を促す政策を厚労省は次々と打ち出している。感染症対応の要となるはずの公立・公的病院のリストラが現時点においても肅々と進められているのである。病床数や医師数を単なる数として扱おうとしているのが「効率」が意味するところであろう。

協会では、医療機関の負担軽減のためにも患者の感染への不安対応のためにも「公的発熱外来の設置」を求めている。これは「効率」ではなく命を救うための協働のためである。

新自由主義改革による医療体制への締め付けと、新型コロナ感染症の追い打ち

だと言わなければならない。国民皆保険制度で必要な人に必要な医療を提供するという制度のもと、国民の医療へのアクセスを保障しているからこそ、重症化を防いでいるという側面がある。それを失念してはならない。医療の質を重視すべきだと考える。

——今後の体制について

# お申し込み・お問い合わせは 京都府保険医協会 (☎075-212-8877) まで

一番必要なのは休業中の収入補償!

## 休業補償制度 (所得補償保険)

ご加入の生命保険や医療保険では、先生自身の入院・治療費は賄えても、医院の維持・管理費、ご家族の生活費まで賄えるでしょうか?

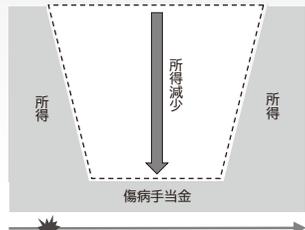
休業補償制度は、先生の所得の範囲内で補償額を設定できます。

健康に問題のない今こそ、ご加入をご検討下さい。

◆万が一、事故やケガ、病気で「就業不能」状態になったとき入院だけでなく、自宅療養でも

所得減少リスクをカバーする保険として最適です。

加入者が新型コロナウイルスに感染し休業した場合は保険の対象です。



所得補償保険に加入していると...



## 医療機関のリスクをまるごとサポート

保険医協会は医療機関や会員医師・ご家族・医療従事者を取り巻くリスクに対応できる各種制度をご用意しています。リスク対策は万全か、いま一度ご確認ください。



2021年4月から 医師賠償責任保険に **300型** (1事故3億円/期間中9億円) を新設 高額な賠償請求に備え、保険金額を引き上げました

※C型(法人診療所)、D型(法人病院)、E型(勤務医師)が対象 詳細については21年1月25日発行の本紙に同封を予定している案内パンフレットでご確認ください。

医療行為・医療施設(建物・設備)や給食に基づく賠償責任 **医師賠償責任保険** 産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険

針刺し事故等への備え、従業員の福利厚生に **針刺し事故等補償プラン** 針刺し事故感染症 見舞金補償プラン

いつでも加入・型変更ができます

医師・医療機関にとって賠償責任への備えは必須です。保険医協会の保険は会員のみならずからのニーズにお応えして、多様な補償をご用意しています。

介護サービス等に基づく賠償責任 **ウォームハート** (介護福祉事業者等賠償責任保険)

**個人情報漏えい保険** **サイバー保険**

## グループ保険

生命保険

※毎月10日締切で受付。効力発行は2カ月後の1日から。

配当金 **17.29%** (2019年実績) ※数字は年間保険料に対する割合です。

2019年から **掛金が安く** なりました。

会員の **最高保険金額も6,000万円** に。

- 申し込みは健康状態等の告知のみ。
  - 万が一の場合の死亡・所定の高度障がい保障。
  - 保険金は500~6,000万円から選択できます(年齢により加入できる保険金額は異なります)。
  - 新規加入は保険年齢70歳まで。継続加入は加入資格を満たす限り保険年齢75歳まで。
  - 配偶者は3,000万円まで、お子様(3~22歳)は400万円まで加入できます。
  - 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を受け取れます。
- ※保険医共済会への入会(入会金1,000円)が必要です。

## 産婦人科診療内容向上会

日時 2021年1月16日(土) 午後3時~5時30分

場所 京都ホテルオークラ 3階 翠雲 (Web併用)

(京都市中京区河原町御池 ☎075-211-5111)

解説 「保険請求の留意事項と最近の審査事情」

講師 京都産婦人科医会 理事 支払基金京都支部審査委員 井上 卓也 氏

特別講演

座長 京都産婦人科医会 副会長

南部 吉彦 氏

演題1 『月経困難症診療のポイント ~「婦人科特定疾患治療管理料」の収載をうけて~』

講師 京都府立医科大学大学院 女性生涯医科学 教授 北脇 城 氏

演題2 『産婦人科生き残り戦略としての外来診療』

講師 医療法人 田村秀子婦人科医院 院長 田村 秀子 氏

共催 京都産婦人科医会、京都府保険医協会、持田製薬株式会社

※日産婦学会の単位が加算されますので、e-医学会カードをご持参下さい。

※日産婦医会研修出席証明シールが発行されます。

※日本専門医機構【特別講演】産婦人科領域講習：1単位

産婦人科医会非会員の先生でご参加を希望される場合は、グリーンペーパーNo.292(12月25日発行)P.35にてお申込み下さい。Web参加をご希望の場合は、必ずメールアドレスをご記載下さい。また、会場参加希望で、会場が満員の際にWebでの参加を希望される場合も、メールアドレスをご記載下さい。

産婦人科医会会員の先生は、産婦人科医会の会報に同封の申込FAXにてお申し込み下さい。

## 第200回 定時代議員会

京都府保険医協会は第200回定時代議員会を開催します。代議員の方はぜひご出席下さい。代議員が欠席の場合は、予備代議員の出席をお願いします。案内はすでに送付していますので1月15日(金)までにご返信をお願いします。

また、京都府保険医協会議事規定第4章第21条により、代議員が議案を提出される場合は、同規定に定められた手続きでご提出下さい。議案書は1月中旬頃に発送の予定です。

日時 2021年1月28日(木) 午後2時15分~4時

場所 ホテルグランヴィア京都 5階「古今の間」

(JR京都駅直結) ☎075-344-8888

議題 ①2020年度上半期活動報告 ②2020年度下半期重点方針 ③決議採択、等

※社会的距離を考慮するなど新型コロナウイルス等の感染拡大防止に努め、対象地区等を限定したネット参加併用で開催する予定です。

## 白色確定申告説明会

白色申告の対象者に、「令和2年分の白色確定申告の留意点」について、税理士が詳しく解説します。

定員15人 参加費 無料

日時 2021年2月10日(水) 午後2時~4時

場所 京都府保険医協会・ルームA~C

内容 令和2年分の白色確定申告の留意点

講師 鴨井 勝也 税理士

協賛 有限会社アミス

感染対策をして開催します。当日はマスク着用でお越し下さい。

京都銀行 取扱い

運転資金の 手数料無料を継続

保険医協会は医業経営をさらにバックアップします **協会の制度融資をご活用下さい**

運転資金

利率 0.6%

金利・手数料 優遇キャンペーン実施中

期間：1年(短期)

3年(中期)

5年(長期)以内

限度額：1,000万円

斡旋手数料：無料

(2021年5月委員会決定分まで)

新規開業資金

期間：20年

限度額：1億円

斡旋手数料：無料

(2021年5月委員会決定分まで)

利率 0.3%

設備資金、子弟教育資金、自由ローン(使途自由)もあります。いずれも低利で斡旋しています。京都府保険医協会までお問い合わせ下さい。



# コロナ禍の開業を前向きに楽しんで 増患やスタッフ対応など具体的に助言

## 新規開業予定者の講習会

月20日に開催した。共催は有限会社アミス。

ひろせ税理士法人認定登録医業経営コンサルタントの常田幸男氏より「Withコロナ時代の医院開業」をテーマに講演。その後、谷村内科クリニック院長の谷村雄志氏(西宮)より開業時の経験を話していただいた。

常田氏は、新型コロナウィルス感染症(以下、新型コロナウイルス)による診療所経営への影響として「一部の診療科を除き、20年7・8月の保険診療部分の収入は前年同月比で減少。特に小児科や耳鼻咽喉科では15〜20%減少している」と報告。加えて、新型コロナが医院開業にも影響を与えていると指摘した。

コロナ禍以前からの変化として「開業地を選定する上で人の往来状況を確認するが、テレワークの導入などで人の動きにも変化があり、オフィス街で開業する場合はそのことを考慮しなければならぬ。医院の設計工事では発熱患者の動線確保や隔離室の設置、受付の飛沫防止対策、エアコン・換気扇の増設などの要望が増えている。その他にも院内備品では自動精算機やサーモグラフィの導入、システム面では待合室での密を避けるための対策として診療予約制や順番呼出ペルを導入したりしている。医院のホームページで感染



新規開業を考えている勤務医を対象に「新規開業予定者のための講習会」を11月20日に開催した。共催は有限会社アミス。

「コロナ禍で人の動きの変化も考慮を」と常田氏

対策への取り組みを発信して患者やスタッフ家族に安心してもらうことも重要」とアドバイスした。その他にも保険医協会の低利の融資の活用をはじめとした資金計画や事業計画作成にあたっての留意点等を解説、来院患者を増やす工夫事例を紹介した。最後に「開業準備は大変だが一生に一回のことであり、楽しまないと損」と締めくくった。

### 開業地で求められる医療のイメージを

先輩開業医からのアドバイスとして谷村氏は、開業までにやらなければならないことを紹介した上で「一番大切なのは開業予定地の選定。駅やバス停から遠い場合は駐車場を確保できるかが大きなポイント」と述べた。さらに経営戦略として

先輩開業医としてアドバイスする谷村氏



「自分の得意分野を特色としつつ、開業予定地周辺の住民層を把握し、求められる医療を予想すること。その上で、クリニック名を専門治療に特化するのか、あえて専門を前面に出さず

### 1月のレセプト受取・締切

基金国保	8日(金)	9日(土)	10日(日)
	○	○	◎ <sup>(※)</sup>

○は受付会場設置日、◎は締切日

労災締切	電子レセプト		紙媒体
	オンライン請求	電子記録媒体	
	10日(日)	12日(火)	12日(火)

受付時間：基金・国保・労災 9時〜17時  
業務時間：基金 9時〜17時30分  
国保 8時30分〜17時15分  
労災 8時30分〜17時15分  
(※) オンライン請求 5〜7日 8時〜21時  
8〜10日 8時〜24時

に幅広く診療を行うのか考案ることが必要とした。その他にも開業時の事務作業を専門家に一定任せるとの必要性や医業に精通した税理士・内装業者の選定

### 医師、歯科医師および薬剤師の届出と調査について

2020年は表題届出実施年にあたり、届出表が勤務先あるいは保健所を通じて京都府より配布されてい

など経験をふまえた具体的なアドバイスがあった。最後に、曾我部理事より地区医師会への入会手続きと会員医師の経営と生活をサポートする保険医協会の

### 業務従事者届について

12月31日現在の業務従事者(業務に従事する保健師、助産師、看護師、または准看護師)届出票の調査が京都府より通知されています。会員各位におかれては、2021年1月15日(金)までに提出下さい。京都府健康福祉部健康課(☎075・414・4746)まで。

また、住所所または就業地のいずれかの最寄りの保健所に提出下さい。お問い合わせは、京都府健康福祉部健康課(☎075・414・4686)まで。

市内の場合は京都府健康福祉部健康課が、府内の場合は最寄りの保健所が提出場所となります。お問い合わせは、京都府健康福祉部健康課(☎075・414・4746)まで。

師看護師法で2年に一度義務づけられているものです。

### DCゴールドカードのご案内

京都クレジットサービス㈱と提携しているゴールドカードは、京都府保険医協会の会員は個人・家族・法人カードとも年会費は永久無料です。有利な特典も備えております。ぜひお申込みをご検討下さい。

### 事務局休務のお知らせ

12月29日(火)〜1月4日(月)まで協会事務局は上記の期間、年末年始休務とさせていただきます。ご了承下さい。

## 「障害受容」って?!

(その③)

### 「死んでたまるか」

ただいま、リハビリ奮戦中

垣田 さち子 (西陣)

「障害受容ができていない」という言葉は、医療・介護の臨床現場では日常的によく使われている。特に私は生活期のリハビリテーションを担当しているの

で、要介護者が通所リハビリテーションを利用するにあたって、まず始めに状態

を確認する。そこで「障害受容ができていない」が、しばしば議論になると言ってもいいくらいである。典型的な例として、脳卒中後遺症として左半身麻痺になった人にみられる「左半身が、右側半分はきれいで手を付けない。左側にもお料理が出されていること

40%に出現するといわれるが、身体は左側が認識できないという危険な病態である。患者さんは、自分の前に並べられたお料理を、右側半分はきれいに食べても左半分はまるでお料理が出されていること

が認識できないのである。あるいは、病棟回診の際、「先生は何人いますか」と教授が尋ねると、自分の前に並んだ研修医を右半分しか数えない。ちょうど左右均等に10人いたとして「5人です」と答える。彼らに左側はないのである。歩いていても左足、左手、左肩

### 障害の受容とは

「障害の受容とはあきらめでも居直りでもなく、障害に対する価値観(感)の転換であり、障害をもつことが自己の全体としての人間の価値を低下させるものではないこととの認識と体得

### 上田氏は障害受容の5段階を提起された。

第1段階が「ショック期」、第2段階が「否認期(怒り・うらみ)」、第3段階が「悲嘆・抑うつ」、第4段階が「混乱期」、第5段階が「解決への努力期」。

「障害の受容とはあきらめでも居直りでもなく、障害に対する価値観(感)の転換であり、障害をもつことが自己の全体としての人間の価値を低下させるものではないこととの認識と体得

を通過して、恥の意識や劣等感を克服し、積極的な生活感覚に転ずることである」

### シリーズ第3弾を発行

## 医療安全研修 DVD part III

大変好評の「医療安全研修DVD」シリーズ第3弾を発行しました。今回は、「医事紛争事例集—医師が選んだ60事例」(2019年9月25日発行)に掲載の全事例を収載しました。

医療法では、従業員に対して年2回程度の医療安全研修会の実施が求められています。ぜひこのDVDをご活用下さい。



定価 11,000円  
京都協会会員 5,000円  
他府県協会会員 7,000円  
各税込送料別

京都府保険医協会・医療安全対策委員会